

平成30年度岐阜県選奨生奨学金募集要項

(第2次募集 高専生・大学生用)

岐阜県教育委員会

教育の機会均等を確保し有為な人材を育成することを目的として、平成30年度の岐阜県選奨生奨学金（第2次）の奨学生を募集します。

この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、返還していただくことになります。
募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

平成30年11月22日（木）まで

**※申請の締め切り期限は、在学から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。
在学学校の提出期限をお確かめください。**

【申請書類提出先】

在籍する学校の奨学金担当

【奨学生の資格】

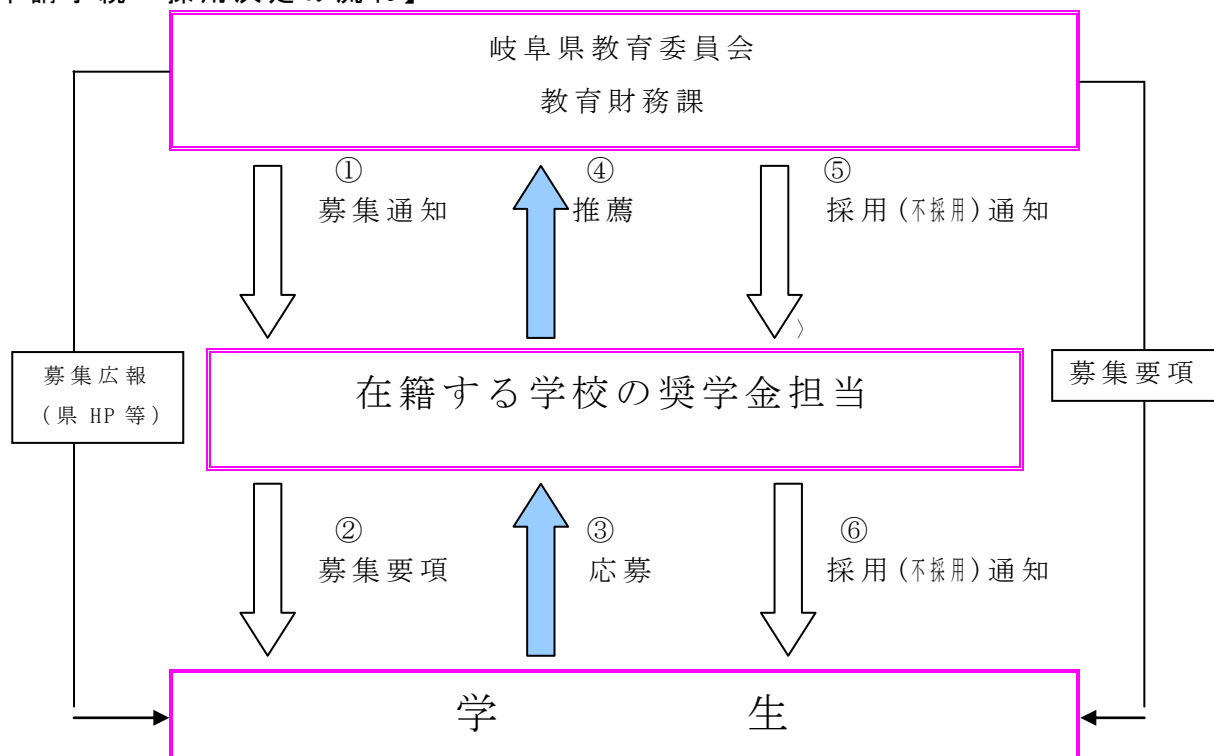
次の条件のすべてに該当する学生が対象となります。

- (1) 岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。
(本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)
- (2) 人物、学業ともに優秀であること。
- (3) 修学に十分耐え得る健康状態であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。
- (5) 次のいずれかの学校に在学していること。
 - ア 高等専門学校
 - イ 大学（短期大学を含み、専攻科、別科及び大学院を除く。）

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入し関係書類を添付して、在籍する学校の奨学金担当者等に提出してください。

【申請手続・採用決定の流れ】



【採用の通知】

選奨生奨学生の審査結果は、採用・不採用にかかわらず、在籍する学校を通じて **1月中旬頃** にお知らせします。

【岐阜県選奨生奨学金制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区 分	貸 与 月 額
高 等 専 門 学 校	18,000 円
	* 14,000 円
大学（短期大学を含む）	32,000 円
	* 16,000 円

※ 日本学生支援機構の奨学金を併せて受ける場合、*の額となります。

※ 第2次募集は、平成30年10月からの貸与となります。

2 奨学金の貸与方法

奨学金は四半期（貸与月額×3か月分）に分け、5、7、10、1月の各月の下旬に選奨生名義の銀行口座に振り込みます。

今回、第2次募集で新規に採用された方については、6ヶ月分（10～3月分）をまとめて1月に振り込みます。

3 併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

- ・岐阜県高等学校奨学金
- ・岐阜県子育て支援奨学金
- ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程就学奨励費の貸付金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の返還

貸与終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に、貸与を受けた総額を半年賦均等方式（半年ごとに同額を返還していく方法で、最大20回以内で返還）又は月賦払い方式によって返還していただきます。返還方法は、県から送付される「納入通知書」により指定の金融機関にて納付する方法と「口座振替」による方法がありますが、月賦払いは「口座振替」に限ります。なお、大学院等に進学した場合などは、返還猶予の申請を行うことで、返還開始を先に延ばすことができます。

この奨学金は**無利息**ですので、元金のみを返還していただきますが、返還すべき日までに返還されない場合は延滞金が発生しますので、ご注意ください。

4 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、情報を学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的に利用することはありません。

【お問い合わせ先】

選奨生奨学金に関するお問い合わせは、下記の担当にお願いします。

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-8734

【申請書類】

貸与希望者は、次の書類をそろえて、在籍する学校に提出してください。

- (1) 「選奨生奨学金貸与申請書」
- (2) 「成績証明書」
(注) 高等学校卒業程度認定試験合格者については、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課にて発行する「高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書」を添付してください。
- (3) 「住民票」(世帯全員のもの、申請者が別居の場合申請者の住民票は不要)
- (4) 主たる家計支持者の「平成30年度(平成29年分)所得課税証明書」
- (5) 「岐阜県選奨生奨学金貸付金口座振込依頼書」
- (6) 「推薦調書」(在学校で作成)
- (7) 「面談記録票」(在学校で作成)

次ページからの「提出書類記入上の注意」を参考に書類を作成してください。

[提出書類記入上の注意]

(1) 選奨生奨学金貸与申請書（第1号様式）

- ア 「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は親権者①②に記載し、親権者が一人の場合は親権者①に記載すること。
- イ 「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立の生計を営む成年者であること。
- ウ 「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲むこと。
- エ 「希望貸与期間」欄は、申請年度の10月から貸与を希望する期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。
- オ 「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況等も併せて具体的かつ詳細に記入すること。
生活保護法に基づく被保護世帯である場合は、その旨を記入し、生活保護受給証明書を添付してください。
- ※ 貸与時、返還時を問わず、誓約書や諸変更届の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となりますし、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、あわせて印鑑登録証明書を提出していただきます。
連帯保証人は、滞納した場合などの責任も負うことになりますので、連帯保証人を依頼される場合は、その点をよく確認したうえで依頼をしてください。

(2) 成績証明書

- ア 前年度の成績証明書を添付してください。
- イ 現在1年生または今年度転入した学生は、前年度在籍していた学校で成績証明書を請求し添付してください。
- ウ 浪人等の理由により、前年度学校に在籍していない場合は、最終学歴の学校にて、証明書を請求してください。

(3) 住民票

- ア 世帯全員の住民票を取得してください。
- イ 申請者が別居している場合、申請者の住民票は必要ありません。

(4) 平成29年中の主たる家計支持者の収入に関する証明書

平成30年度（平成29年分）所得課税証明書を提出してください。
（証明は、写し（コピー）で結構です。）

(5) 「岐阜県選奨生奨学金貸付金口座振込依頼書」

- ア 口座名義人は、申請希望者本人にしてください。
- イ 銀行等で、依頼書に確認をもらってください。または、預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座名義人及び口座番号の情報が確認できること）を提出してください。

(6) (7) 「推薦調書」「面談記録票」

- ア 推薦調書、面談記録票は、必ず申請希望者本人が在籍する学校の奨学金担当又は担任に渡してください。
- イ 推薦調書、面談記録票と一緒に「岐阜県選奨生奨学金の募集に関する奨学金事務担当者様へのお願い」を必ず渡してください。
- ウ 面談記録票のチェック項目は在 schools で記入していただくものです。申請者本人が記入しないように注意してください。